

梁川小学校いじめ防止基本方針

平成25年12月1日策定
令和7年4月1日改定
伊達市立梁川小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条により、梁川小学校に在籍するすべての子どもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定しました。

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

- (1) いじめはどの子どもも被害者や加害者になりうることをふまえる。
- (2) いじめの早期発見・未然防止に全ての教職員が取り組むことを基本とする。
- (3) 軽いと思われるいじめであっても、重大な危険が生じうることを理解し、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校として迅速かつ組織的に対応する。
- (4) 全職員が初期段階のものも含め、いじめを積極的に認知する。

○ いじめの定義

児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

○ いじめにあたるか否かの判断

表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つ。
(たとえ善意の行為であっても当てはまることがある)

- (5) 「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、学校全体にいじめを許容しない雰囲気を作る。

2 校内組織の設置

- (1) 生徒指導委員会がいじめ防止の組織として校務運営を担う。
- (2) いじめ発生時は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、該当教諭、該当学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等によりチームを組織する。

3 いじめの未然防止

- (1) 学校づくりの基本
 - ① 正しいことを正しいと言える、正義の感覚のある学校風土づくりをめざす。
 - ② 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
 - ③ 学級や学年、周囲の友だちや教員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 社会性・他者と関わる力（コミュニケーション能力）の育成
 - ① 授業を始め学校生活のあらゆる場面において適切な集団体験を通して、他者と関わる機会を工夫する。
 - ② 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ③ 学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

(3) いじめ防止

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」の意識を学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。いじめる児童に対しては毅然とした指導を行い、いじめられている児童については徹底して守る姿勢を示す。
- ② 児童自らがいじめについて学び、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

4 いじめの早期発見

- ① いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、保護者アンケートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守る。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る、また個人ノートや生活ノート等様々な機会に交友関係や悩みを把握できるようにする。

5 いじめの対応

(1) 発見・通報を受けた場合

- ① 発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ③ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに「対応の流れ」に沿って校長に報告し、情報を全教職員で共有する。（いじめに係る情報を抱え込み、校内組織に報告を行わないことは、規律違反になる）その後は当該組織が中心となり速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。事実確認の結果は、校長が伊達市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。いじめられている児童にも責任があるという考え方には立たず、自尊感情を高めるように留意する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する。
- ② 事実関係を聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者の協力を求める。

- ③ いじめた児童への指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させる。また児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け健全な人格の発達に配慮する。
 - ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - ⑤ 教育上必要があると認める時は、学校教育法11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも考える。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - ② はやしたてるなど同調していた児童には、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- (5) いじめの解決
- ① いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、学級・学年集団が好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

6 教育委員会や関係機関等との連携

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事故が発生した場合は速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。
これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- ② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、伊達警察署と連携して対応する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがある時は直ちに伊達警察署に連絡をし、援助を求める。

7 保護者との連携

- ① いじめの未然防止のために、家庭教育の重要性を伝える。
- ② 学校や家庭における子どもの小さな変化を見逃さず情報を共有するように努める。
- ③ いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った保護者に対する助言を行う。また事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 基本方針等の公表

- ① 「梁川小学校いじめ防止基本方針」は、公表の仕方を周知の上、ホームページで公表する。
- ② 学校評価の説明において、いじめの有無を公表する。

〔いじめ等の実態把握〕

時 期	内 容
6 月上旬 6 月下旬 6 月下旬	いじめアンケート 教育相談日 hyper-QUテスト（伊達市） ※随時いじめに関する認知 解消を報告する。 ※チェックリストの活用
1 1 月上旬 中 旬	いじめアンケート 教育相談日 ※ 個別懇談前に
1 2 月上旬	児童実態アンケート（自己評価）

いじめアンケート内容（児童用）

- Q 1 私はいじめを受けている
 Q 2 私は人をいじめている
 Q 3 私はいじめられている人を見たことがある
 Q 4 私はいじめられている人がいると聞いたことがある
 Q 5 私は冷やかしやからかいを受けている。
 Q 6 私は遊び半分でたたかれたり，蹴られたりしている
Q 7 私は他の人にさけられている

いじめアンケート内容（保護者用）

- Q 1 あなたの子どもはいじめを受けている（受けていた）
 Q 2 あなたの子どもはいじめをしている（していた）
 Q 3 学校でいじめがあるときいたことがある。
 （具体的に分かれば記入してください）
 Q 4 いじめ等の子どもの悩みに関して学校に対して要望があれば書いてください。

〔いじめを認知した時の対応〕

対応の流れ	教職員の動き
1 いじめ情報のキャッチ（認知） 2 報告 憶測を入れない 些細なことでも報告 3 事実関係の正確な把握 いじめられた子、いじめた子からの事情聴取 他児童，教職員からの情報収集	いじめられた子の保護者 いじめた子の保護者 ・保護者への連絡はできるだけ早急に行う。 (現在の情報, 学校としての方針, 対応策, 明日以降の面談予定日時) ・子ども, 保護者の気持ちに寄りそった対応をする。 生徒指導主事 [資料作成]
4 問題状況の把握理解	いじめ対応チーム会議 ☐ アセスメントによる指導・援助方針の共有 ☐ 指導・援助体制（サポートチーム）の構築
5 サポートチームの構築	☐ 誰が, 誰に, いつまでに, 何をするか ☐ すぐに行うこと（短期目標） 中・長期目標 ☐ 保護者への対応 関係機関との連携